

CARE MANE PORT

京都

ケアマネ・ポート

CONTENTS

- 2~3 会員の除名について
- 4 メディケアレポート
- 5~6 介護支援専門員実態調査の概要
- 6 理事会報告
- 7 会員へのインタビュー
- 8 編集後記

VOL.

8

september 2002

会員の除名について

会員の除名並びに相談窓口設置について

会長 上原 春 男

新聞報道等でご存知の通り、京都府で不正な事業運営を行っていた5つの介護サービス事業所が指定取消処分を受けました。

さらに、当該事業所勤務の介護支援専門員3名が不正行為に積極的に関与したとして、京都府の介護支援専門員登録名簿から消除処分を受けました。このうち2名については本協議会の会員でありました。

これに伴い本協議会では会則第9条の規定によりこの2名については除名が適切であるとし、10月7日の理事会で除名処分が決定しました。ただし、この2名の処分に先立ち第9条の規定にもとづき弁明の機会を与えることとし、両名にその旨通知し、その内1名(58歳、男性)が弁明に訪れました。以下がその時の要旨です。

- ①事業所の架空請求は不正が行われた当初より知っていた。
- ②不正に関わったことを素直に認める。ただし、積極的に関わったことはない。何度も不正行為をやめるよう院長に申し入れたが聞き入れられなかった。
- ③行政の調査に対し自己防衛の意味もあり、事業所を擁護する発言を行ってしまった。これが不正に積極的に関わったと見なされたようだ。
- ④事業所の取消処分、自らの名簿からの消除処分が決定したとき、真っ先に気になったのが利用者のこと。これまで80数件を扱ってきたが、利用者さん一人一人の

顔が浮かび、とんでもないことになり後悔の念でいっぱいであった。このため利用者宅を一軒一軒すべてまわり、お詫びを申し上げると同時にこれからの利用先の手配を全て済ました。

- ⑤これまで何回もリストラを受け、運転手から始めてこの年になってやっと得た介護支援専門員の資格をこのような形で失うのはとても悔しい。今回の処分は不正に関わったので仕方がないと思っている。ただ積極的に関わったとされるのは非常に悔しい。年齢的にもやっと得た職であり、介護支援専門員の資格とともども失いたくなく、内部告発もできず、行政の調査にも事業所擁護の発言をしてしまったことをとても後悔し、悔しく思っている。

自ら不正行為を行うことはもちろん、不正行為を知りつつそれに荷担することは詐欺行為であり、絶対に許されるものではありません。したがって今回の3名の介護支援専門員の登録消除処分はもちろん、内2名の会員の京都府介護支援専門員協議会からの除名も当然のことと言えます。

しかしながら弁明に訪れた者のように事業所に雇用されている場合、立場的には非常に弱いといえます。今回のケースのように不正を知っていても「内部告発＝告げ口、密告者、裏切り者」といった風潮があり、また内部告発することによる失職の可能性、利用者のこと等を鑑み、告発する勇気もなく結果的に不

会員の除名について

正行為に積極的に関わったとされる介護支援専門員もいます。

このように、介護支援専門員は重要な役割を担っているが、被雇用者である場合は非常に弱い立場にあり、事業所の不正発覚により当介護支援専門員をはじめ他の多くの従業員は失職の憂き目を負うことになりました。一方で事業主はどれだけの責任を問われるのか。失職の憂き目にあう介護支援専門員を含む従業員との差を見ると、なんともやるせない気持ちにさせられます。

介護支援専門員が被雇用者の場合、事業所の不正に荷担させられていると知りつつどうしていいかわからない、あるいは知らぬ間に不正に関わらされていた等で一人で悩んでおられるケースが今回の例以外にもあるかも知れないし、また今後発生する可能性もなきにしもあらずと思われます。

京都府介護支援専門員協議会としては、会員の権利擁護も大切な業務の一つと考えてい

ます。今回のケースのように弱い立場にある会員に対し、行政処分が入る前に何らかの相談を受け、何らかの対処ができていれば今回のような消除処分は受けずに済んだかも知れないと思われます。このため内部告発を含め勤務先事業所に対する不信感、疑問等に関する相談窓口を新たに設置し、その対応にあたる委員会を立ち上げることが理事会で承認されました。対応に当たる者には当然守秘義務が発生し、会員の権利が侵されることの無いよう安心してご相談いただける委員会といたします。

現在、委員会発足の準備中ではありますが、急ぎご相談のある方、一人でお悩みの方はどうぞ遠慮なく事務局までお申し出下さい。委員会発足までは役員が一体となって相談に応じます。

また委員会の詳細につきましては委員会が立ち上がり次第、ケアマネポート等にて周知いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

<お知らせ>

京都市南・北ブロック研修（パネルディスカッション）のご案内 「集まれ！施設ケアマネ 役割とそのあり方を考えよう」

日 時 平成14年11月30日（土）午後2時～4時30分
場 所 修徳せんだんホール（下京区新町通松原下ル 下京図書館横）
内 容 パネルディスカッション
コーディネーター 奥本 喜裕氏（東九条特別養護老人ホーム施設長）
パネリスト 井川 昌代氏（特別養護老人ホーム健光園寮母主任）
大西喜代子氏（宇治病院療養病棟科長）
沖 節子氏（介護老人保健施設いわやの里看護師）

在宅の介護支援専門員でも、本会に入会されていない方でも参加できます。参加ご希望の方は氏名、勤務先、連絡先電話番号、在宅・施設・その他を京都府介護支援専門員協議会事務局までFAX（075-254-3971）までお送り下さい

医療保険&介護保険情報

メディアレポート

改定一次判定ソフトとモデル事業について

平成15年4月から要介護認定一次判定ソフトが一部改定となり、本年11月から全市町村でモデル事業が行われる。

1. 改定の概要

認定調査項目のうち現行の「両足つかない座位」、「浴槽の出入り」、「片手胸元持ち上げ」、「尿意」、「便意」、「排尿後の後始末」、「排便後の後始末」、「ボタンかけはずし」、「靴下の着脱」、「居室の掃除」、「周囲への無関心」、「性的迷惑行為」が削除され、「移動」、「排尿」、「排便」、「飲水摂取」、「電話の利用」、「日常の意志決定」が追加となり、計79項目になる。

また樹形図の内「整容」、「入浴」が一つに統合され「清潔保持」となる。

2. モデル事業の実施

今春に京都府内では園部町で行われた第一次モデル事業に引き続き、全市町村で11月から12月のうち市町村が設定する任意の1週間において、要介護認定の申請（新規・更新・区分変更とも）をされた方を対象に、新たな6項目を追加して調査を実施する。

認定審査会では現行の審査判定の後（新たな6項目は反映されない）、改訂版の認定審査会資料を参照する。介護認定審査委員や認定調査員を対象にアンケートが実施される。

京都府では11月5日(火)、7日(木)、10日(日)に介護認定審査会委員現任研修を実施し、その中でモデル事業の概要について説明する予定。認定調査員への説明会は各市町村で個別に実施。

低所得者の訪問介護利用者負担金軽減事業について

低所得者世帯であって法施行時に既に訪問介護を利用していた場合、当面3年間は利用者負担金が3%に軽減されているが、平成15年度からは6%に、さらに平成17年度からは通常の10%となる。

平成15年度から6%に引き上げられる時期は、市町村の事務手続き等に時間がかかること等を考慮し、7月1日とする方針。

福祉用具貸与の保険給付対象品目拡大へ

厚生労働省の「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」で、介護保険給付対象となっている福祉用具の種類が、現行では一部矛盾や不公平な点があることから来年度の介護報酬改定に向けて福祉用具が持つ機能や利用する時のイメージを軸において再定義の検討を始めた。

第1回目の会合で次の6品目が保険給付対象にあたに追加が認められた。①入浴用リフト②段差解消リフト③立ち上がりいす④スライディングボード⑤六輪歩行器。

介護支援専門員実態調査の概要

京都府は府内の居宅介護支援事業所及び介護保険施設の介護支援専門員の業務の現状と課題、自己評価、研修への要望等について、事業所の管理者、介護支援専門員を対象にアンケート調査を実施し、実態を把握することにより今後の施策を検討するため、京都府介護支援専門員協議会に実施を委託し、この度「介護支援専門員実態調査の概要」をまとめた。

事業者用調査票の回収は居宅介護支援事業所からは353件（回収率：57.0%）、介護保険施設からは129件（同：59.4%）、計492件で、介護支援専門員調査票（各事業所の介護支援専門員が回答）は合計878件であった。

介護支援専門員調査票を見ると、「居宅サービス計画作成依頼を受けた件数」では「1件以上10件未満」が24.1%、「0件」が10.8%、「10件以上20件未満」が上位を占めており、平均すると（0件も含めて）27.0件。ただ、50件以上も17%以上となっている。

そのうち給付管理票作成件数は「1件以上10件未満」が17.5%、「30件以上40件未満」が12.4%、「10件以上20件未満」が10.1%で、平均は31.4件となっている。

「1種類のサービスのみの計画作成」は「1件以上10件未満」が29.1%、「10件以上20件未満」が18.8%、「20件以上30件未満」が12.4%で平均すると13.1件であり、平均だけを比べると居宅サービス計画の約半数が1種類のサービスのみとなっている。

「主治医意見書の活用状況」は「常に活用」が23.0%、「状況に応じて活用」が56.6%で約8割が活用している。居宅に限ると85.4%にのぼる。一方で「ほとんど」と「全く」をあわせて2割弱が意見書を活用していないが、これは主治医と密に連絡を取っているためなのであれば問題はないが大事な情報であるという認識が必要と思われる。

サービス担当者会議の開催については居宅では「定例的または日常的に開催」が7.6%、「ケースによって開催」が57.7%と巷で言わ

れているよりは開催されていると思われる。一方で開催できない理由としては「時間がない」、「日程調整ができない」ほか、「場所がない」、「必要がない」、「電話等で済ませている」が多かった。

介護支援専門員の業務上で改善が必要と思われるもの（複数回答）では「居宅介護支援費の報酬引き上げ」（57.1%）、「常勤雇用・専任化」（38.6%）、「介護支援専門員のための相談窓口の開設」（36.7%）、「事務処理の効率化」（35.8%）、「介護支援専門員に対する研修の充実」（33.8%）が上位を占めている。報酬については来春からアップがコンセンサスとなっており、そうすると事業所側も専任化が可能となってくる。相談窓口については協議会や京都府医師会でも受け付けており、また各ブロック担当理事、委員に相談されるのも一つの方法である。研修の充実については協議会や各ブロックで取り組んでいる段階であり、今後充実していくと思われる。

介護支援専門員業務に必要な情報（複数回答）は「介護保険制度の改正点等最新情報」（80.6%）、「市町村の独自施策」（66.4%）、「障害者施策等関連他法」（56.6%）、「居宅サービス提供事業所の状況」（53.9%）、「その他の高齢者施策」（28.0%）が上位を占めている。その情報収集先としては「京都府・京都市が実施する説明会」（76.2%）、「所属事業所の同僚」（46.7%）、「市町村の介護保険担当窓口」（46.4%）、「介護保険事業者連絡会などの会議」（41.5%）、「他事業所の介護支援専門員」（35.4%）となっている。

希望する研修内容としては「介護保険制度の動向」（56.6%）、「介護保険制度の施行に関する国・京都府・市町村の取り組み状況」（53.1%）、「モニタリング・評価の方法」（43.7%）、「居宅サービス計画作成の方法」（35.4%）、「課題分析方法」（35.1%）が上位を占めている。

以上紙面の都合上主な部分のみ掲載した

介護支援専門員実態調査の概要

が、本調査で明らかになったことは、現場で活躍するケアマネジャーは常に情報を求めているということである。当然当協議会としても会員のニーズに応えるべく、特に欲しいとされている介護保険制度の改正点等最新情報については会報である「ケアマネ・ポート」でも毎回お知らせしているが、隔月の発行のため、リアルタイムに提供するため本協議会のホームページである「ケアマネ・コム」で

随時最新の情報を提供している。来春に介護報酬が改定されることもあり、最新情報入手するごとに提供していくので、未登録の方は是非登録していただきたい（登録は協議会宛メールアドレスをお知らせいただくと、URL及びパスワード等をメールでお知らせする）。

その他各地域の情報等は各ブロック活動でも提供されるので、積極的に協議会活動にご参加いただきたい。

理事会報告

第2回理事会（平成14年7月30日）

I. 京都府からの情報提供と依頼

— 不正に関わった介護支援専門員の登録名簿からの削除について

不正に積極的に関わった介護支援専門員は、聴聞等の手続きを経て介護支援専門員登録名簿から削除する

II. 報告

1. 第2回京都府地域リハビリテーション協議会実務者検討会の状況について
2. 訪問介護員養成研修事業者に係る指定の取り消しに伴う措置について
3. 都道府県介護支援専門員協議会と日本ケアマネジメント学会との交流会の状況について
4. 第1回近畿介護支援専門員研究大会の収支決算(案)について
5. 天田地方介護支援専門員連絡会の発足について
6. 中丹ブロックの平成14年度活動計画について
7. 相楽ブロックの活動状況について

III. 協議

1. 成年後見制度に関する診断書等の作成実態調査について
2. 平成14年度「評価調査者養成研修会」への出席について
3. 京都府介護サービス評価検討委員会委員の推

薦について

4. 平成14年度ケアプラン指導研修の実施について
5. 近畿介護支援専門員協議会代表者会議への出席について
6. 福祉関連出版物の会員向け案内について
7. 介護保険における居宅介護住宅改修の書類等作成ソフトの説明について
8. その他
事務局への問い合わせの電話に対する対応について

第3回理事会（平成14年8月27日）

協議

1. 介護サービス事業者の指定取消、介護支援専門員の名簿からの削除について
2. 「市民すこやかフェア2002」への協力について
3. 「いい歯の日週間記念事業」における『府民公開講演会』への講師派遣について
4. 「ホームヘルパーのつどい in 京都2002」への協力について
5. 評価調査員研修受講者の推薦について
6. 「京都市ケアプラン指導研修」の受託について
7. 協議会事務局宛の質問・相談対応マニュアルについて

会員へのインタビュー

ケアマネ・ポートを発刊して、今号が第8号となります。これまで、会員の皆様からのご意見を募ってきたのですが、皆様、相当多忙なようで寄せられたご意見はありませんでした。

そこで、今回は編集員の方から、ケアマネジャーのところへ出向き、ご意見を伺うことにいたしました。

今回は、経験豊かなケアマネジャーをお二人に同席頂き、お話を伺いました。

編集員：本日はお忙しい中、ありがとうございます。

まずは、お二人の現在のお立場を伺わせてください。

川 添：私は、サービス責任者との兼務でケアマネジャーの経験は3年です。

島 本：私は、ケアマネジャーと療養型病棟婦長との兼務です。私も経験は3年です。

編集員：では、その経験豊富なところで、現在、困っていることや悩んでいることなどがありましたら伺いしたいのですが。

川 添：私達は、何も無いところから試行錯誤を繰り返しながら、私達のわかる範囲で創りあげてきました。その中で、今、悩んでいることといえば、後輩達の指導です。ケアマネジャーとしての知識とか技術とかというのではなく、「相手の話を聞く」とか「相手の話を理解する」ということをどのような方法で指導していけばいいのかということを今悩んでいます。

本当は、マンツーマンでつかず離れず指導していけばよいのかもしれないのですがそれができないのが現状です。

島 本：在宅では「ケアマネジャーの仕事をやろう」と思って入ってくる人が多いと思うのですが、施設の場合は、どちらかというとその責任の重さに、なるべくならやりたくないという人が今は多いです。みなさんその業務の煩雑さを知っているからです。でも、来年度からは、施設でもケアマネジャーが必要となるので、資格はあるけれども携わっていない人にどんどん関わってほしいと思います。

川 添：そういう方々が今後、研修を受ける際に、新しくケアマネジャーの業務をされる方が学びやすい環境にしていかなければならないと思っています。ただ、自分のところだけで、新人ケアマネジャーを育てていくということには限界があると思うのです。そこで、是非、介護支援専門員協議会等の働きかけで、ケアマネジャーの現場実習ということを今後考えていって頂ければと思います。

島 本：私の場合も病棟で私一人しかケアマネジャーがいないので、後輩を育てたいと思っているのですが、日々の業務に追われて難しいです。日々の業務においても、入院当初のカンファレ

ンスで、ご家族も交えてその患者さんの希望を伺って、関わるスタッフを紹介して、初期のケアプランを立てさせて頂くまではよいのですが、入院後、現場の看護師さんの意見などを反映させてプランを見直す必要がでてきた場合の対応や、本当にその患者さんに充実した介護が提供できているかどうか等となると、難しい面があります。

編集員：施設の場合、居宅と違って、かなり広範囲にお住まいをお持ちの方々と関わることになりそうですよね。その辺りで、何か問題になることってありますか？

島 本：訪問調査でも役所によって判断が違うことは多々あります。例えば、「体幹の麻痺」をとるところととらないところがあたりと。

川 添：訪問調査は、当初の解釈に比べて、徐々に変わってきました。その情報が充分に行き渡っていないことがあるみたいです。窓口にも訪問調査員にも。また、最新情報だけを配布したのでは、新人の人たちはそれまでの訂正を知らなかったりするので、後を追って訂正された部分も含めて定期的に訪問調査の記入マニュアルを配布してほしいと思います。

編集員：最新情報は、地域のケア会議などで入手されることが多いと思うのですが、施設から、そういう地域での集まりに参加されたりしますか？

島 本：あまりないですね。ただ、先日私立病院協会のケアマネジャー委員会というのがあり、それに参加し、いろいろ勉強させて頂きました。

編集員：ケアマネジャー同志の横のつながりができ、お互い触発し合うのも良いと思いますが、自己研鑽の方法とかで皆様にお勧めしたいようなことは何かありますか？

川 添：私は、元々の職種が看護婦なので、できるだけ看護婦以外の職種の方とお話をして、その会話の中で、自分に足りないものを学ぶことにしています。新しくケアマネジャーになれる方は、是非、自分が今までやってきた仕事の延長線上でやって頂いた方が良いと思います。まずは、自分が得意とする分野から経験を生かしてマネージメントしていき、徐々に不得意とする分野も学んで頂けたらと思います。

編集員：本日は、お忙しい中、本当にありがとうございました。経験豊かなお二人のお話が会員の皆様や関係者の方々の今後のご参考になれば思っております。このインタビューはリレー形式とし、本日ご出席頂いたお二人に次の方をご推薦頂き、次回の掲載へと繋げさせていただきます。

(編集委員：吉良厚子)

編集後記

9月24日は中秋の名月。気圧の谷が近づいていましたが、東の空にかすかに見え隠れする満月の姿が見えました。ようやく猛暑の夏が去って身の引き締まるような秋となってきました。当協議会も発足し早くも2年と数ヶ月が経過し、会員の皆様の積極的な参加により、研修委員会、組織委員会、評価委員会、編集委員会の各委員会は順調に機能を果たしています。例えば、それぞれの地域特性にあわせた実質的な活動を目的とする組織化においても丹後、中丹、中部、乙訓、南山城、相楽、京都北、京都南の8ブロックの組織化も軌道に乗りつつあります。私も参加させて頂いている京都の南端の相楽ブロックでも、以前からも利用者を中心とした医療・福祉の円滑な連携がとれていた地域でしたが、今年7月から本格的に組織の準備を進め、この10月19日に第1回の会合の開催予定となりました。これを機にこの地域におけるケアマネジャーの資質向上とともに、活動が地域に密着し相互連携がさらに高められるものと思います。このように各ブロックごとの組織化により、日頃からケアマネジャーが抱えている悩みや課題、例えばサービス利用者のニーズに対してのサービスの提供が出来ない時のサービス調整の苦勞。身寄りがない為、ケアマネジャーがどこまでが関って良いのか判断に苦慮する、日常生活上で必

要な生活サポートの問題。このような様々に日常的に直面している課題の共有や、問題解決の糸口になるものと思います。

平成15年度老人保健福祉関係予算において、ケアマネジメントリーダー活動等支援事業を中心とした、介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する支援及び資質の向上に16億円の予算がつくなど、社会的にもケアマネジャーへの専門性の高い役割に対する期待が高まっていると思います。また、今までは居宅におけるケアマネジャーの課題が中心に議論されていましたが、平成15年4月1日からは介護保険施設のケアマネジャーは、入所者数に応じた配置が義務づけられます。介護保険施設のケアマネジャーにおいても、同様に成年後見制度等の問題やスーパービジョンを受ける機会が少ない事、他の施設ケアマネジャーとの相談や連携の場が極端に少ない事等が施設現場における悩みと課題と考えます。

ケアマネの登録削除の件について、今回のケアマネポートでも掲載しましたが、誰の為のケアマネジメントなのかという再認識の上に立ちかえり、サービス利用者の1人ひとりの抱えている状況や素朴な思いをしっかり和理解し、それらが実現できるケアマネジャーとしてご活躍下されますようお願いいたします。

京都府介護支援専門員協議会理事（編集委員）

村上 淳

京都ケアマネ・ポート「8号」

発行人
編集人
発行元

2002年9月30日 発行

上原 春男

宮坂 佳紀

京都府介護支援専門員協議会

〔連絡先〕

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375
府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）7F
TEL. 075-254-3970 FAX. 075-254-3971